

## ○ 所得段階別保険料額の設定

本市では、介護保険料について、国の示した方針に基づき、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数、保険料率を設定することによって、第1号被保険者の負担を軽減します。

第9期計画では、国と同様に13段階に設定し、低所得者層の負担軽減を図ります。

	対象者			基準額に対する割合 ※( )は軽減後の割合	月額(円) ※( )は軽減後の額	年額(円) ※( )は軽減後の額	
	市民税課税状況		所得等				
	世帯	本人					
第1段階	・市民税課非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者			0.455 (0.285)	2,311 (1,447)	27,736 (17,373)	
	非課税	非課税	80万円以下				
第2段階	非課税	非課税	120万円以下	0.685 (0.485)	3,479 (2,463)	41,757 (29,565)	
第3段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額 (年金所得を除く) の合計	120万円超	0.69 (0.685)	3,505 (3,479)	42,062 (41,757)
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.84	4,267	51,206
第5段階 (基準額)	課税	非課税		80万円超	1.00	5,080	60,960
第6段階		課税	合計所得金額	120万円未満	1.20	6,096	73,152
第7段階		課税		120万円以上 210万円未満	1.30	6,604	79,248
第8段階		課税		210万円以上 320万円未満	1.50	7,620	91,440
第9段階		課税		320万円以上 420万円未満	1.70	8,636	103,632
第10段階		課税		420万円以上 520万円未満	1.90	9,652	115,824
第11段階		課税		520万円以上 620万円未満	2.10	10,668	128,016
第12段階		課税		620万円以上 720万円未満	2.30	11,684	140,208
第13段階		課税		720万円以上	2.40	12,192	146,304

※ 第8期との違い

- ① 保険料基準額 月額**5,480**円(年額**65,760**円) → 月額**5,080**円(年額**60,960**円)
- ② 対象者の所得等 第9段階 320万円以上**400**万円未満 → 320万円以上**420**万円未満  
第10段階 **400**万円以上**600**万円未満 → **420**万円以上**520**万円未満  
第11段階 **600**万円以上 → **520**万円以上**620**万円未満  
第12段階 **新設** **620**万円以上**720**万円未満  
第13段階 **新設** **720**万円以上